

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしゃからかいなどほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、幼児・児童・生徒が意欲をもって充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

北海道釧路鶴野支援学校

平成26年11月

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 いじめ等防止に向けた基本姿勢

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識をすること
- 「いじめは、どの幼児・児童・生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識をすること
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識をすること

3 いじめの構造と動機

（1） いじめの構造

いじめは、「いじめられる幼児・児童・生徒」「いじめる幼児・児童・生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」等の周囲の者がいる場合が多い。周囲の幼児・児童・生徒の捉え方により、抑止作用となったりする。

（2） いじめの動機

いじめの動機には、次のものなどが考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- 欲求不満（イライラを晴らしたい）

（3） いじめの態様

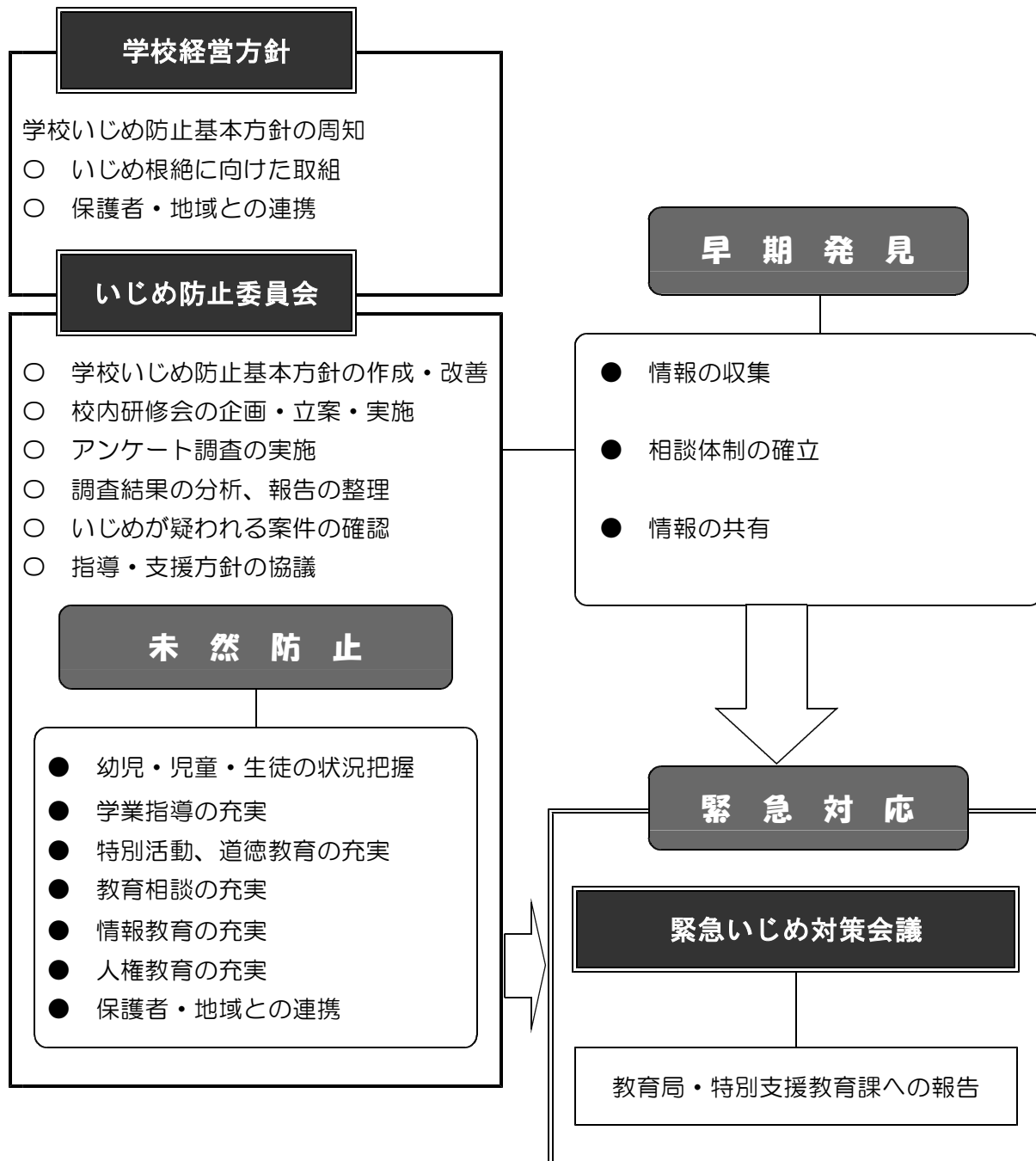
いじめの態様には、次のものなどが考えられる。

- ・悪口を言う ・あざける ・落書き ・物壊し ・集団での無視 ・陰口
- ・避ける ・ぶつかる ・小突く ・命令 ・脅し ・性的辱め
- ・メール等による誹謗中傷 ・噂流し ・授業中のからかい ・仲間はずれ
- ・嫌がらせ ・暴力 ・たかり 使い走り

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

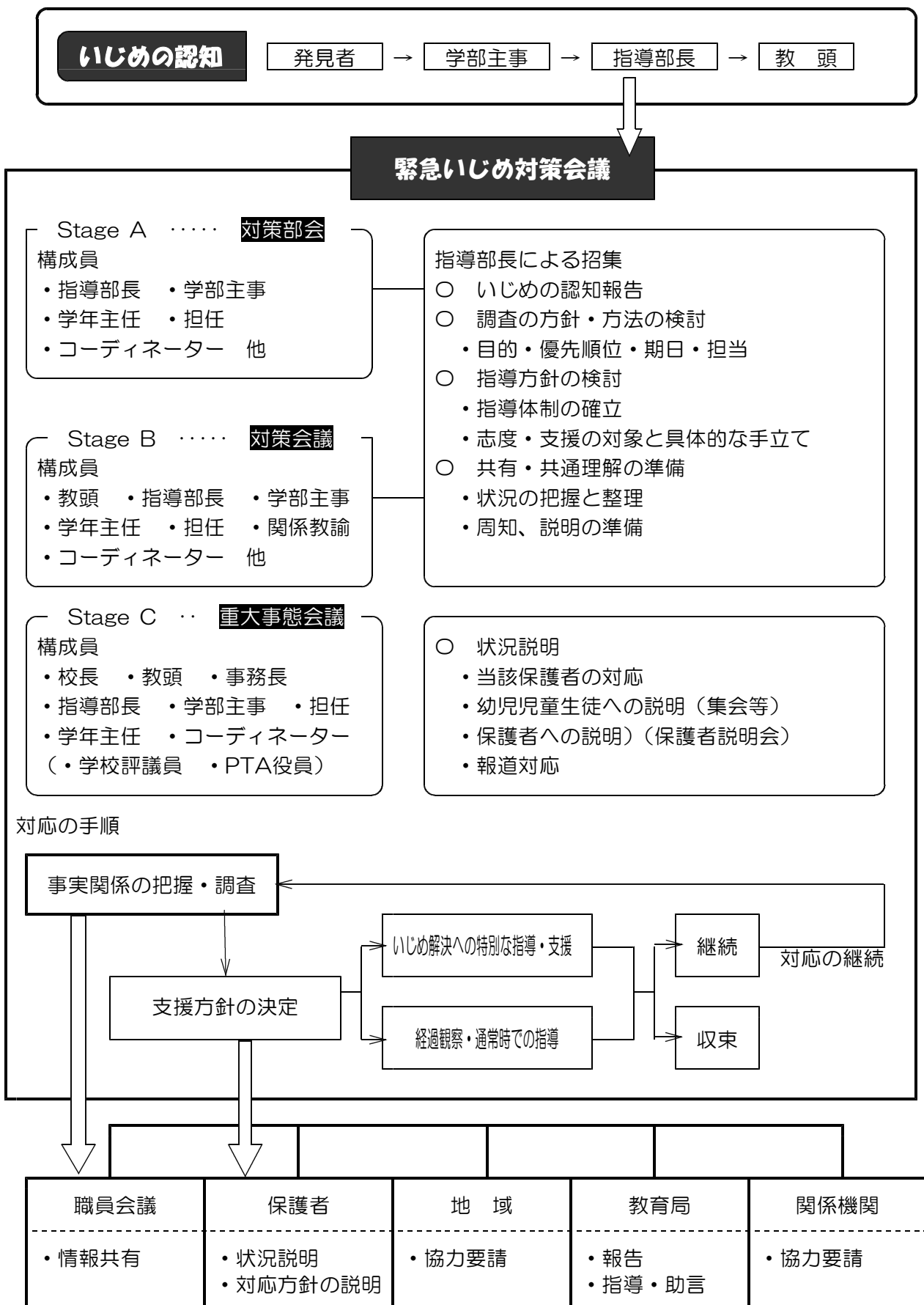
1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2 緊急時の組織対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組

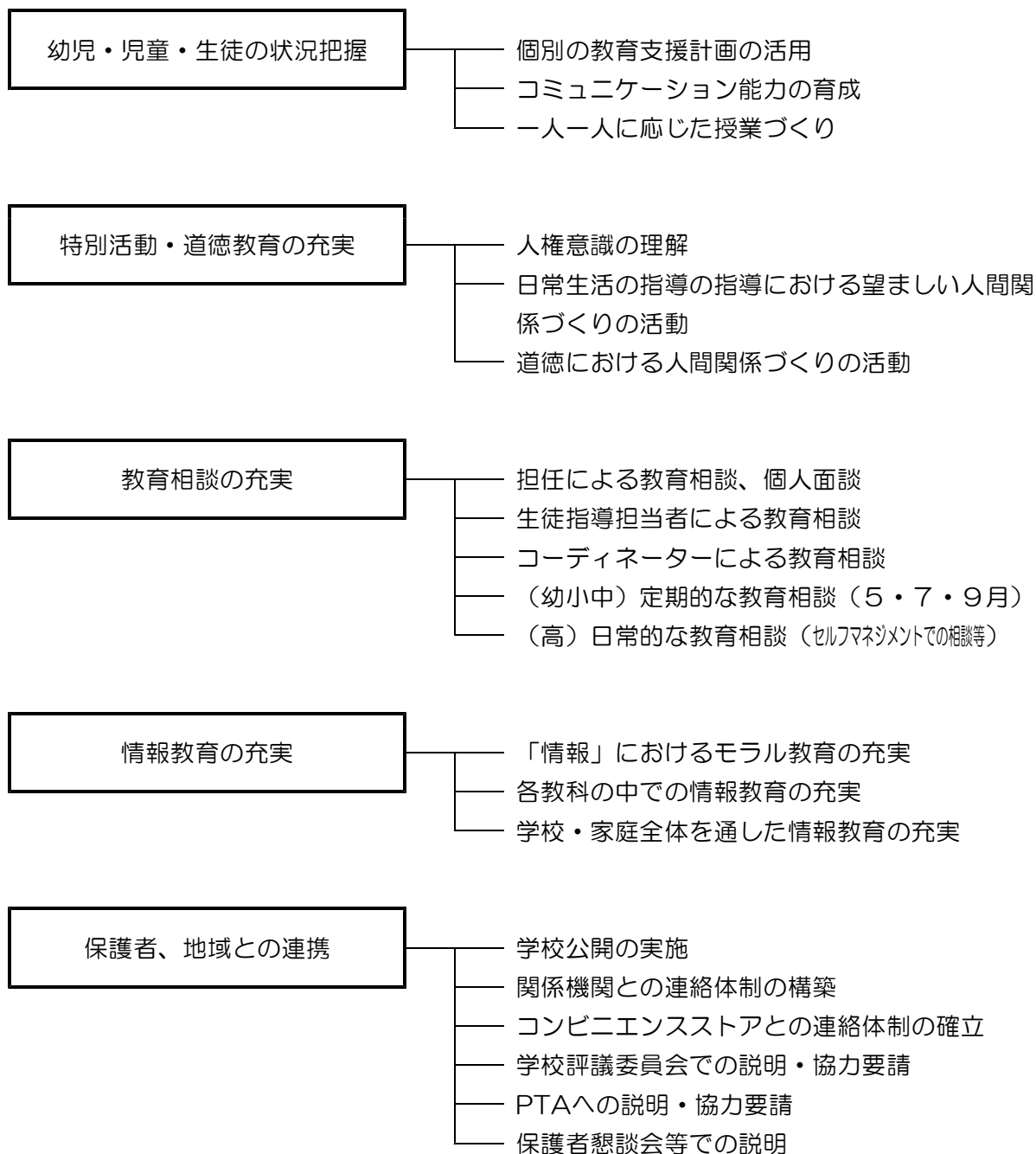


Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

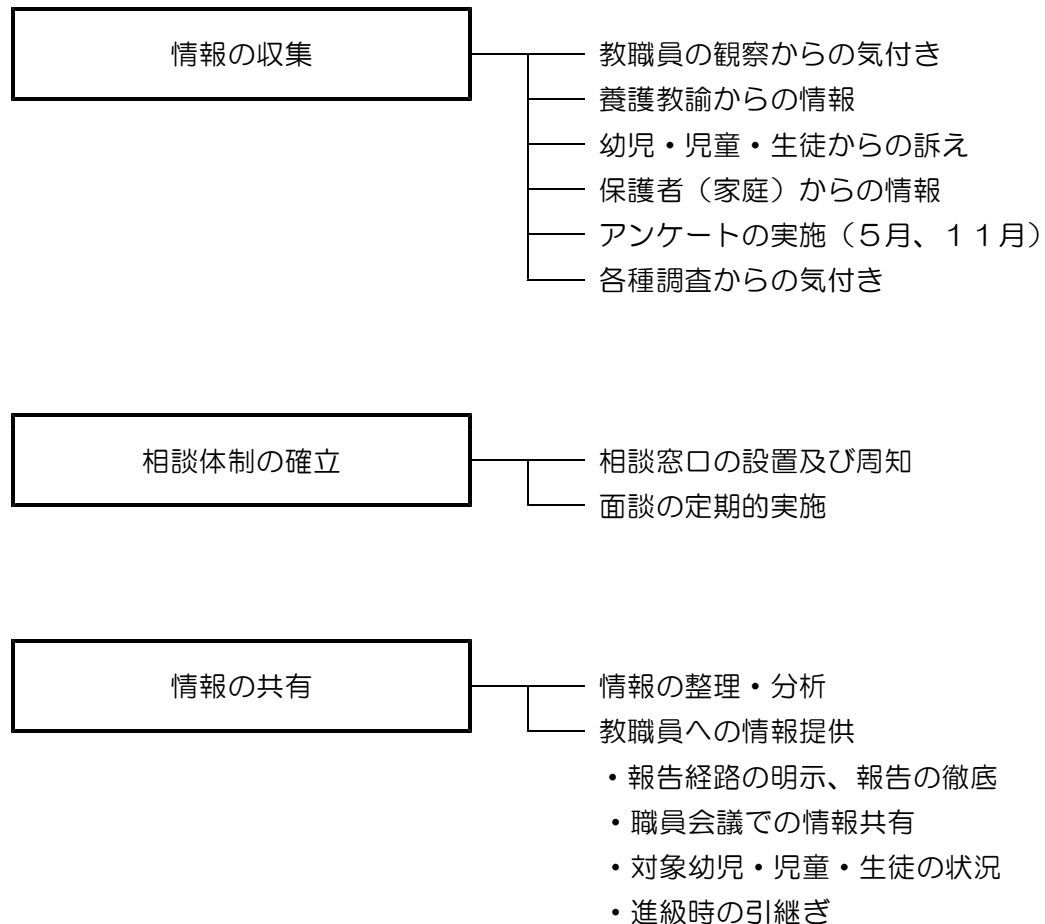
特に幼児期は人間形成の基礎となる時期であり、友達との遊びの中でコミュニケーション様式を学ぶ。相手を不快にさせたり困らせる行動についてはその都度気付かせ、考えさせながら、正しい人間関係の形成を促していかなければならない。

幼児・児童・生徒に対し、教育活動を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



Ⅳ いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。幼児・児童・生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。



V いじめへの対応

1 幼児・児童・生徒への対応

(1) いじめられている幼児・児童・生徒への対応

いじめられている幼児・児童・生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている幼児・児童・生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている幼児・児童・生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている幼児・児童・生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている幼児・児童・生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害幼児・児童・生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係作りに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている幼児・児童・生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている幼児・児童・生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 幼児・児童・生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。

- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

教職員が間に入って関係修復が必要となる場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者に対して、その思いを十分に聞き取りながら、対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、痛いのな対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係幼児・児童・生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での幼児・児童・生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や映像を使い、特定の幼児・児童・生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の幼児・児童・生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の幼児・児童・生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- 「情報」における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

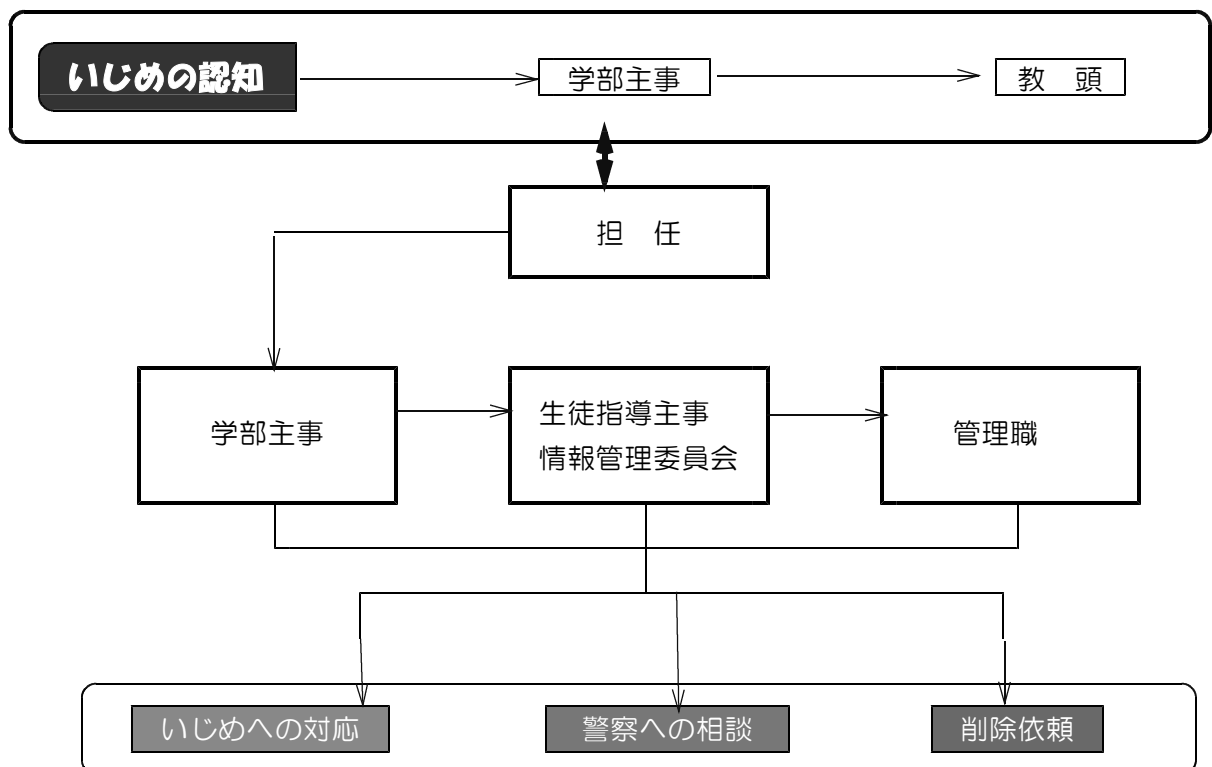
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



Ⅵ 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 幼児・児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 幼児・児童・生徒が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 高額の商品を奪い取られた場合
- (2) 幼児・児童・生徒が相当の期間、学校を欠席せざるを得ない場合
- 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、釧路教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

Ⅶ 年間計画

	月	いじめ防止委員会の取組	教職員の取組
前 期	4	- いじめの未然防止の取組について検討(今年度の取組について) - 本校のいじめ等の問題への対応方針について説明(P T A総会)	- 幼児児童生徒の生徒指導に関する実態把握及び情報交換 - 保護者にいじめ未然防止の取組について説明(個別の教育支援計画等の活用) - いじめの把握のためのアンケート調査
	5		
	6	いじめの問題への取組状況の調査	
	7	いじめの問題への対応状況の調査	
	8		幼児児童生徒の生徒指導に関する実態把握及び情報交換
後 期	9	- いじめの問題への対応状況の調査 - 前期の取組の反省と今後に向けた方策	保護者にいじめ未然防止の状況について説明(個別の教育支援計画等の活用)
	10		いじめの把握のためのアンケート調査
	11		
	12	- いじめの問題への対応状況の調査 - いじめの問題への取組状況の調査	
	1		幼児児童生徒の生徒指導に関する実態把握及び情報交換
日 常 的 な取組	2		
	3	今年度の取組の反省と次年度に向けた方策	保護者にいじめ未然防止の状況について説明(個別の教育支援計画等の活用)
日 常 的 な取組		- 幼児児童生徒の実態やかかわりに関して情報交換 - 家庭との情報交換	

Ⅷ 関係法令

- ・いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日交付 同年9月28日施行)
- ・緊急メッセージ「いじめをなくしかけがえのない子どもたちの生命を守るために」(平成24年8月 北海道教育委員会)
- ・北海道子どものいじめ防止に関する条例(仮称)素案(北海道教育委員会)